

「卒業の認定に関する方針」

学則より抜粋

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

第14条 本校所定の課程を修了した者は、学習評価の上、卒業証書を授与する。

教務規定より抜粋

第1章 単位(時間数)

第1条(1) 授業科目的単位数(時間数)は、原則として学則第7条の規定するところに従って、これを定める。

- (2) 自動車整備工学科については、実施時間数を下記の通りとし、別表(一)を履修しなければならない。
1. 実習の実施時間数を1440時間と定める。
 2. 学科の実施時間数を900時間と定める。

履修

第2条 学生は、所属する学科で決める必修教科を全て履修しなければならない。

第2章 単位の認定

第3条 単位の認定は、次の定めによる。

- (1) 教科の担当者が認定する。
- (2) 学力試験及び課題等と出席時数により認定する。
- (3) 出席時数は、自動車整備工学科にあっては、別表(一)に定める。
電気システム科・機械システム科・日本語科にあっては、各教科共授業時間数の2/3以上の出席であること。なお、日本語科の出席時間数は、2年コースは1600時間、1年6ヶ月コースは1200時間を超えること。
- (4) 出席時数の確認は、当該教科担当者がこれを行う。
- (5) 自動車整備工学科の特別補講
各学年終了時別表(一)に達しないものにおいては、学年終了時までに補講を行うことができる。
 1. 別表(一)に達しないものは、学長の許可を受け補講を受けること。
 2. 補講に出席した時間数は、その教科目の修得時間数と見なし加算する。
 3. この補講日数は、最高5日間とする。
 4. この補講を受講しようとする者は、下記の条件のいずれかを満たすものとする。
 - (一) 法定伝染病による欠席
 - (二) 入院による欠席(診断書等添付)
 - (三) その他特別の理由があったもの

第3章 単位の計算方法

第4条 本学における各授業科目の計算方法は、次のとおりとする。

- (1) 講義については、教室内における1時間の講義に対して教室外における2時間の準備のための学習を必要とするものとし、1.5時間の講義を持って1単位とする。
- (2) 演習については、教室内における2時間の演習に対して教室外における1時間の準備のための学習を必要とするものとし、3.0時間の演習にもって1単位とする。
- (3) 実験・実習の授業については、学習は全て実験室・実習室で行われるものとし、4.5時間の実験又は実習をもって1単位とする。
- (4) 1 時限を 90 分、1.8 時間として年間修得時間を計算する。

第4章 成績の評定

第5条 成績の評定は、次の定めによる。

- (1) 評定は、試験成績（前期試験・後期試験）を中心とし、出席状況、平常の学習状況、学習態度等を、加味して教科担当者が行う。
- (2) 評定は、A, B, C, D の4段階に区分し、A, B, C を合格とし、D は不合格とする。
- (3) 成績評価の基準は、次のとおりとする。
 $A = 80\text{点以上}$ $B = 70\text{点} \sim 79\text{点}$ $C = 60\text{点} \sim 69\text{点}$ $D = 59\text{点以下}$
- (4) D の場合、学長の許可を得た場合に限り、教科担当者の指導を受け、追試験・補講を受けることができる。（補講とは、実験・実習・演習・製図等の科目で、成績に關係するものを指し、出席日数を補うものではない。）

第5章 進級の認定

第6条 進級の認定は、次の定めによる。

- (1) 学力試験及び課題等に合格しても、第3条(3)項に触れる者は進級を認めない。
- (2) 各学科共所定の単位を修得した者について、進級を認める。
- (3) 授業料を完納していること。

第6章 卒業の認定

第7条 学則第14条及び教務規定第3条、第4条、第5条に規定するところによるほか、次の定めによって学長が卒業を認定する。

- (1) 学校で計画する学校行事にすべて参加していること。
- (2) 品行、素行共にすぐれていること。
- (3) 授業料その他の校納金を完納していること。